

統監府營林廠職員特別任用令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十年三月二十日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

勅令第 號

統監府營林廠職員特別任用令

第一條 統監府營林廠長及統監府營林

廠事務官ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ文

官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任

用スルコトヲ得

一 陸軍將校同相當官ニシテ森林事

務ニ従事スル者又ハ従事シタル

者

二 森林行政ニ關スル高等文官ノ職

ニ在ル者又ハ在リタル者
第二條 統監府營林廠屬ハ森林行政ニ
關スル判任官ノ職ニ在ル者又ハ在リ
タル者ノ中ヨリ文官普通試験委員ノ
銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得
附則
本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

統監府營林廠高等官ノ官等ニ關スル件
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十年三月二十日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望